

「国外財産調書」の提出制度のあらまし

～法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の

保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。～

制度の趣旨・概要等 ①

(趣旨)

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

(国外財産調書を提出しなければならない方)

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

(注1)「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

(注2)「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

なお、平成25年度の税制改正において、国外財産調書に記載すべき国外財産の所在の判定について、その取扱いが一部変更されました。詳しくは、裏面をご覧ください。

(例) ・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

(国外財産の価額)

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達でご確認ください。

(国外財産調書の記載事項)

国外財産調書には、提出者の氏名、住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

(注1)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

(注2) 国外財産調書の記載例は、裏面のとおりです。

【国外財産調書の記載例】

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を 有する者	住 所 <small>〔又は事業所、 事務所、自宅など〕</small>		東京都千代田区霞が関 3-1-1			
	氏 名		国税 太郎 (電話) 3581-XXXX			
国外財産 の区分	種 類	用 途	所 在	数 量	価 額	備 考
預貯金	定期預金	一般用	ア州カ△△州〇〇市 XX 通り 123 (〇〇銀行△△支店)		12,000,000	
有価証券	株式 (〇〇Inc.)	一般用	ア州カ△△州〇〇市 XX 通り 321 (〇〇XXXX, Inc.)	10,000	3,300,000	
合 計 額					70,000,000	
〈摘要〉						

（所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係）

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

国外財産調書制度に関するその他の措置

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。

ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

（注）上記イ及びロについては、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、ハについては、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

〈国外財産の所在の判定に係る変更点について〉

◎ 国外財産調書に記載すべき、社債、株式等の有価証券等に係る所在の判定については次のとおりとされました。
社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在（改正前：有価証券等の発行人の所在）によることとされました。

（注）この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。